

藤沢市総合教育会議 議事録

会議名	令和5年度第2回 総合教育会議
開催日	2024年(令和6年)1月25日(木) 14:00~15:40
場所	本庁舎6階 会議室6-1
出席者	(市側) 鈴木市長 (教育委員会) 岩本教育長、種田委員、飯盛委員、石井委員、井沼委員 (関係職員) 教育部長、教育部参事、教育総務課長、同課主幹、同課課長補佐、教育指導課長、同課学校教育相談センター長、同課主幹、子ども青少年部長、子育て企画課長、同課主幹、同課課長補佐、同課主任

事務局(司会)

- ・ただいまから令和5年度第2回総合教育会議を開催させていただきます。
- ・会議を開会する前にご来場の皆様にご覧いただきありがとうございます。スマートフォン・携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定をお願いいたします。
- ・次に本日の傍聴人の皆様で録音・録画・写真撮影を行う方がいらっしゃいましたら挙手をお願いします。(なし)
- ・会議の記録のために事務局で録音と写真撮影をさせていただきますのでご了承ください。写真撮影は傍聴の方の顔は映らないよう配慮してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。
- ・続きまして総合教育会議の開催に当たりまして本会議の目的について改めて確認をさせていただきます。この会議の目的は、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、本市の教育の課題やあるべき姿を共有し、次代を担う全ての子どもたちを市全体で見守り育む取組を共有する場でございます。
- ・今回ご講演をいただく、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの山内様にも冒頭からご参加をいただいております。
- ・また、市長部局から子ども青少年部が出席しております。

- ・ それでは、開会にあたりまして総合教育会議の座長でございます鈴木市長から一言ご挨拶をお願いいたします。

鈴木市長

- ・ 総合教育会議、今年度は2回目でございますけれども、大変お忙しい中出席をいただき、ありがとうございました。
- ・ 元旦には、能登半島で大地震が発生して、早い復旧復興を望んでいるわけですが、特に子どもたちの笑顔が戻ってくる日に、一日でも早くなればいいなと思っているところでございます。
- ・ 藤沢は市内全体の元気ということで、郷土愛あふれる藤沢、松風に人の和うるわし湘南の元気都市、をみんなで作っていこうという取組をしているところでございます。
- ・ また県の方で、こどもまんなか社会ということで、宣言もさせていただきました。
- ・ 昨年4月には、こども家庭庁ができ、あるいは基本法が施行され、12月には、こども大綱が公表され、国や社会全体が、子どもを中心に行っていこうという流れに今あると思っております。
- ・ 藤沢市でもそれぞれの施策の中で、子どもを中心にいろいろ臨んでいるところでもございます。そういった中で、子どもの意見を取り入れる機会を増やしておりますし、これからも進めていきたいなと思っております。
- ・ こども基本法への理解、あるいは子どもの権利についての見識を、この議論の中から深めていただき、共有していければと思っております。
- ・ 本日は、講師の山内先生をお迎えし、さらに理解が深まるよう、会議を始めたいと思います。

事務局（司会）

- ・ ありがとうございました。続きまして事務局から本日の資料の確認をさせていただきます。
（資料確認）
- ・ それではここからは座長の鈴木市長の方に進行をお願いしたいと思います。

鈴木市長

- ・ それでは、議題に沿って会議を進めて参ります。まず、議題3の議事録の署名人ということで、この件については事務局から説明をお願いいたします。

事務局

- ・今回の署名人につきましては、鈴木市長と岩本教育長にお願いしたいと思います。

鈴木市長

- ・議事録の署名については、私と岩本教育長ということでよろしいでしょうか？
　　<「異議なし」>
- ・異議なしということで、そのように進めさせていただきます。
- ・それでは、議題の４（１）について事務局から説明をお願いいたします。

事務局

- ・それでは今回の議事のテーマ「こどもまんなか社会の実現に向けて」につき、ご説明いたします。
- ・全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的とする、こども基本法が令和５年４月に施行されました。また昨年１２月２２日には、こども大綱が閣議決定されたところであり、政府全体の子ども政策の方向性が定まったところです。
- ・市としては、令和５年度の施政方針において、全ての子どもたちに機会が平等であり、子どもを信じ、寄り添い、できる限りの責任を持つまちづくりを進める、ことを掲げております。
- ・また、令和５年６月藤沢市議会定例会こども文教常任委員会において、今後の子ども施策について報告しており、その中で「こどもまんなか社会の実現に向けた本市の取組」として、令和５年度につきましては庁内の横断的な連携体制の構築や、子どもからの意見聴取の手法や、政策反映の手法の検討施行などを取り組むこととしております。
- ・本日は、まずこども基本法についてということで、「その理念と子どもの社会参画に向けた取組」と題し、こども基本法の基本的な部分について、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの山内様からご講義をいただきます。
- ・次いで本市の子ども青少年部から、現状の取組状況や課題などについてご説明いたします。
- ・その後、山内様を交えた中で、委員の皆様からの質疑や意見交換を行っていきたいと考えておりますのでよろしくをお願いいたします。

鈴木市長

- ・それでは、早速ではございますけれども、公益社団法人、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの山内様からご講演をお願いしたいと思います。事務局から講師のご紹介をお願いします。

事務局

- ・本日ご講演をいただきます山内様が所属されているセーブ・ザ・チルドレンは、生きる、育つ、守られる、参加するといった子どもの権利が実現された世界を目指し、活動する国際NGOであり、海外では保健や教育などの分野で活躍する他、自然災害や紛争に際して、緊急人道支援を行っています。また日本国内においては、子どもの貧困を解決するための直接事業や、社会啓発事業、自然災害被災地での緊急復興支援、また社会の隅々で、全ての子どもの権利を実現するための国や自治体に対する政策提言活動等を行っております。
- ・山内様はセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンのアドボカシー部、国内政策提言チームマネージャーとして、国に対し政策提言を行うなどご活躍をされております。

鈴木市長

- ・それでは山内様、よろしくお願いいたします。

山内氏

- ・皆さんこんにちは。公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの山内と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。
- ・今日の私からの話ですが、まず皆さんこの1枚目の写真を見てこれはどういう状況の写真なのだろうと思われた方もいらっしゃるかもしれませんが、これは、去年の夏に私達セーブ・ザ・チルドレンで、全国4ヶ所で、その地域で暮らす子どもたちと政策決定者の方たちとの意見交換の機会というのを設けておりまして、そのときに愛媛県の松山の会場の様子なのですが、このように、そこで暮らす小学生から高校生までの18歳以下までの子どもたちと、地元愛媛から出ている国会議員、地元の地方議員の方たちとの意見交換の場をこのように作り行いました。
- ・今日は、私の話の中でこども基本法の話もちろんなのですが、どうやってこれから子どもたちの声を聞いていくことができるのかということについてぜひお話をさせていただければと思います。
- ・本日私40分時間をいただいております、このような内容を説明しようと思っております。まずは、こども基本法のその基になっている子どもの権利条約についてご説明を差し上げるのと、その次にこども基本法についてご説明をいたします。その次に、さらにそのこども基本法が基になっているこども大綱について、そしてさらに子どもの権利教育や啓発について、また最後に全国自治体の取組事例の紹介という流れでご説明をさせていただきます。

- ・先ほどセーブ・ザ・チルドレンとはということで少しご紹介もいただいたのですが、私たちは現在日本を含む世界約120カ国で子ども支援の活動を行っている国際NGO団体です。日本では東京と大阪に事務所があります。
- ・このように、7つのテーマで世界、そして日本で活動を行っておりまして、先ほど市長から、震災の話もありましたが、今週も私達団体の防災のチームのスタッフがメインとなりまして、能登の方に入りまして、子どもたちですとか保護者の声を聞きながら、今どういうふうな支援が被災地で必要なのかということ調べて支援を行っております。
- ・私自身についても少しだけ説明をさせていただきたいのですが、元々青森出身で、アメリカでは子ども専門ではなく、高齢者が専門だったのですが、ソーシャルワークの仕事をしていました。その後青森に戻りまして、青森で地方創生や企業支援に関わってまいりました。セーブ・ザ・チルドレンの今の仕事は、去年の春からなので今2年となります。
- ・実は、今住んでいるのが戸塚でして、藤沢にはもう毎月何度も何度もいろんな理由で来ております。今日このような形で少しでも藤沢の皆さんのお役に立てたなら嬉しいなと思っております。
- ・最初に、今日ここにいらっしゃる皆さんと、先ほどご説明がありましたけれども、こどもまんなか社会ってどういうことなのかということについて、考えを共有しておきたいです。
- ・これは政府が出している文書に載っている説明そのままですが、こどもまんなか社会とは、常に子どもの最善の利益を第1に考え、子どもに関する取組政策を、我が国社会の真ん中に、全て子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする、そういうふうな社会だということが書かれています。
- ・次に、こども基本法に書かれている、子どもって誰なんだということですが、実は日本国内のどの法律を見るかによって子どもの定義が異なっています。
- ・こども基本法の中ではこのように書かれています。18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れることのないよう、心と体の発達の過程にある者を「こども」と定義しています。明確に、何歳から何歳までということは実はこども基本法には書かれていません。
- ・ただし、子どもの権利条約、こども基本法のさらにその上にある条約では、子どもとは18歳未満と書かれています。
- ・また後ほどご説明しますが、日本がこの条約を批准した後、初めて子どもの権利条約が理念として明記され、また子どもが権利の主体であると位置づけられた、児童

福祉法、こちらでも子どもは18歳未満と定義されています。私達の団体の活動も、子どもといったときには18歳未満ということにしています。

- ・ またもう一点、「子ども」は漢字を使うのかひらがなのか、「大人」も一緒なのですが、漢字なのか、ひらがなのかということも、省庁や団体によってバラバラになっています。今日お見せする資料の中でも、この1枚の中でもひらがたと漢字が入り交じっているかと思うのですが、こども基本法、こども家庭庁は、全てひらがなで表記をしています。ただし、私達の団体は「子ども」は漢字を使っています。間違いではなくわざとこうしているということを皆さんに今知っていただければと思います。
- ・ それではここから子どもの権利条約の概要と成り立ちについてご説明をいたします。
- ・ 子どもの権利条約なのですが、この権利条約ができるまで、子どもは弱くて大人から守られる存在であるという考え方が強かった（そんなイメージをお持ちの方が多い）と思います。
- ・ しかし、この子どもの権利条約ができたことで、子どもも1人の人間として人権権利を持っている、つまり、権利の主体だという考え方に大きく転換されました。
- ・ 子どもを権利の主体と捉え、大人と同様に1人の人間としても様々な権利を認めると同時に、ただし、やはり子どもは成長の過程にあって、保護や配慮が必要であるということを決めているのが、この子どもの権利条約の大きな特徴となっています。
- ・ こちらの子どもの権利条約においては、子どもが権利の保有者であり、それを守る義務の担い手が国・大人となっています。
- ・ あらゆる人権がそうありますように、子どもの権利は全ての子どもが無条件に持っているものです。
- ・ 国は、法律や政策などを通じて、条約に定められた子どもの権利の実現が義務づけられています。
- ・ 後ほどご説明いたしますが、実はこの子どもの権利条約は、日本も批准しているのですが、ただ条約としてあるだけではなくて、報告・審査制度がありまして、それぞれ批准した国が、この条約の実施を確実にを行うような仕組みが作られています。
- ・ 子どもの権利は、このような歴史的な経緯の中で生まれました。
- ・ 実は今世界で1カ国だけ、この子どもの権利条約に批准していない国があるのですが、それはどこだと思いませんか。ちょっと意外だと思います。何となく皆さん、頭の中に国が浮かびましたでしょうか？実はアメリカなんです。アメリカだけが批准

をしていません。ただこれから批准するという事で署名はしているのですが、アメリカのみが今現在批准をしていない状態となっています。

- ・日本はここにありますように、1994年に158番目に批准をしました。現在、締約国、地域数は全部で196となっています。
- ・1923年にエグラントイン・ジェブ、「子どもの権利宣言」の草案を作成、とありますが、私どもセーブ・ザ・チルドレンの創設者がこのエグラントイン・ジェブというイギリス人の女性でして、彼女がこの子どもの権利条約そもそもの一番初めの草案を書いた人物となっております。
- ・子どもの権利条約ですが、皆さん全部で何条あるかご存知の方いらっしゃいますか。たくさんあります。ここに載せてあるのは一部だけで、実は全部で54条あります。
- ・ここに載せているものは、その中でも4原則と言われているものと、子どもにとって身近な条文を載せています。その4つの原則について、少し詳しくご説明をさせていただきます。
- ・子どもの権利条約には、あらゆる子どもの権利の実現を考えると、これらを合わせて考えましようと言われている4つの原則があります。・これらは国だけでなく、地方自治体や親、養育者、学校、企業、私達のようなNGO団体やNPOなど、子どもに関わる様々な関係者が前提とすべき原則であるということが出来ます。
- ・その4つを一つずつ見ていきます。
- ・まず第6条、「生きる・育つ」です。全ての子どもは生きる権利、育つ権利を持っています。全ての子どもの命は守られるべきです。子どもは社会の中で自分の能力を発達させるために、また体や心の成長発達のために必要な医療や教育などを受けることが保障されます。
- ・次に第2条です。「全ての子どもはあらゆる差別を受けない権利」を持っています。国は子どもたちを差別から守るために、様々な対策をとる義務があります。
- ・次に第3条です。「全ての子どもは、国や大人から、子どもにとって何が最も良いことなのかを考えてもらう権利」を持っています。
- ・子どもに関することを決める場合、国の機関や学校、福祉機関なども含め、あらかじめ決められたルールではなく、まず第1にその子どもにとって一番良いこと、最善の利益を基準としなければならない、ということが言われています。
- ・この子どもにとって一番良いこと、最善の利益というのは、やはり一律に決められるものではないと思います。その目の前の子どもの状況、背景、ニーズなどを考慮に入れながら決める必要があります。

- ・国や学校福祉機関など、または親も、親の都合を子どもに対して勝手に押し付けることがあってはいけないということをこの第3条で言っています。また、子どもは大人と比べて、自分の利益について強く主張できないこともありますし、子どもの利益は、強調しないと私達大人に見過ごされてしまうこともよくあるかと思えます。
- ・そのため、この第3条というのは、実はその次の第12条子どもにとって一番良いことを決めるときには子どもの意見を尊重することが大切ですよという、第12条と密接に関わっています。
- ・第12条では「全ての子どもは自分に影響を与えることについて、自分の意見を表し、その意見が重視される権利」を持っている、ということが述べられています。ですから国の機関は、子どもに影響を及ぼす決定をするときに、子どもの意見を聞く機会を十分に確保しなくてはなりません。
- ・また、子どもは自分が尊重され安心を感じる環境で、初めて自分の意見、本音を自由に表すことができますので、国や大人は、学校、裁判所、子ども支援施設など様々な場所でそうした環境を整える義務と責任があるということが言われています。
- ・こちらについて、今日は詳しくご説明はしないのですが、先ほども少しご説明しましたとおり、この子どもの権利条約、実は子どもの権利委員会という専門家から成る独立した委員会が国連にございまして、そこで定期的な調査と、それぞれの国に対する文書の発行をしております。
- ・前回、日本に対する審査は2019年に行われておりまして、まだ決まっていないのですが、もうすぐ次の審査があるのではないかとされています。
- ・このとき政府による報告はもちろん、それ以外に、私達のようなNGO団体ですか、また子どもたちによる報告もあり、国連の方に今日本の子どもたちはこういう状況ですよということを伝えられることになっていまして、私達も次回の報告審査に向けて取組を始めているところです。
- ・それでは次に、こども基本法の概要とポイントについてご説明をいたします。
- ・まず、こども基本法が成立した背景についてです。
- ・2023年3月までの枠組みということで皆さん見ていただければと思います。これまで日本では、日本国憲法がありまして、その下に子どもの権利条約、そして2023年3月まではこども基本法がなくて、その下に、例えば子育て貧困に関わる法律であれば内閣府、保健医療福祉等に関わる法律は厚生労働省、教育であれば文科省というふうに、それぞれの省庁がバラバラに子どもに関する法律を作っていました。

- ・ただ、そのような状況が長く続いた中で、日本の子どもたちの状況が良くなってきたかと聞かれると、決してそんなことは言えないのではないかと思います。日本の子どもたちを取り囲んでいる状況というのは、いろいろなところで取り上げられています、年々深刻さを増しているのではないかと思います。
- ・そこで子どもの権利を包括的に保障する国の基本方針を、横櫛を刺して作りましょうということで作られたのが、このこども基本法となります。
- ・こども基本法について、私達セーブ・ザ・チルドレンが考える画期的なポイントというのが3点ございます。
- ・まず1つ目の画期的なポイントは、この法律が、これからの日本の子ども施策の基本理念として先ほどご説明をいたしました、子どもの権利条約の4つの一般原則を掲げた点です。
- ・1994年に、日本が子どもの権利条約を批准してから30年間ですね、このような条約に対応した包括的な基本法は、日本に存在していませんでした。こども基本法ができたことで、今後、日本に住む全ての子どもの権利が保障される第一歩となることが期待されます。
- ・2つ目の画期的なポイントは、基本法がこども基本法と子どもの権利条約について周知啓発するということを明言しているということです。これは第15条に書かれています。これまでは、子どもの権利条約に関する認知度は、また後ほどご説明いたしますが、日本国内で非常に低かったんですね。子どもも知らないし、大人も知らないという状況が長く続いていました。
- ・ただし、これからは国を挙げて、こども基本法と子どもの権利条約を周知するための活動を行いますと、この法律の中で言っていますので、子どもの権利に関する理解が世代を超えて深まり、これまでの状況が改善していくことが期待されます。
- ・そしてこちらが、今日の大テーマでもあります子どもの意見表明についてですが、こども基本法の第11条に書かれています。
- ・昨年度から全国の全ての自治体において、子どもの最善の利益を実現する観点から、子どもに関わる施策について、積極的かつ適切に、社会の一構成員である子どもや若者の声を聞き、その声を反映させていくための取組が義務付けられました。
- ・義務付けられたというのは非常に重いといえますか、他のことだと努力義務と書かれていることも多いのですが、子どもの声を聞きましょうということについて、これは義務であるというふうにこども基本法に書かれています。
- ・この対象となる地方公共団体、自治体ですが、サイズは問いません。大きいところから小さいところから全てということになります。

- ・地方公共団体という中には、議会や執行機関の他、教育委員会等の委員会、法律または条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれるということが書かれています。
- ・また対象となる子どもも、元気にいろんなところで声を上げられるような活発な子どものみではなく、脆弱な立場に置かれた子どもを初め、様々な状況にある子どもや、これも大事なのですが低年齢の子どもも含む多様な子どもを含むようにということが書かれています。
- ・次に、どういうことについて子どもの声を聞くかというところです。これはおそらくこれから全国の自治体で判断が難しいと思われるところではないかと思いますが、こども基本法には、子どもの成長に対する支援、また子どもや子育て家族に関係する施策について子どもの意見を聞いてくださいというふうに書かれています。
- ・どのような方法で子どもの声を聞くことができるのかということについて、実際に既に国内で行われている子ども参加の例をご紹介します。
- ・皆さん多分思い浮かべるのは、子ども会議ですとか委員会・議会など定期的な対面の会議かと思います。ただその他にも、首長への報告会などを開催しているところもありますし、計画や条例等の策定プロセスで子どもの声を聞いている自治体もあります。定期的ではなく不定期な機会や、ワークショップ等を持っているところもありますし、子どもセンターや児童館などで日常的に子どもの声を集めている自治体もあります。
- ・また最近進んでいるのは、やはりオンラインアンケートやSNSを使った子どもの意見聴取です。
- ・次に、こども大綱のポイントについても、少しご説明をいたします。
- ・先ほどご説明いたしました、こども大綱は、12月22日に閣議決定されたもので、これも非常に内容が画期的だと私達も強く感じております。
- ・「大人が中心になって作ってきた社会」から「こどもまんなか社会」へということ、大臣も大綱が出てからメッセージでおっしゃっていましたが、ここにも書いてありますように、子ども・若者の視点や権利を主流化ですとか、権利を基盤とした施策を推進ですとか、子どもの権利条約を誠実に遵守する、というようなキーワード、文言が日本の閣議決定された文書の中に出されたのは、本当にこれが初めてです。
- ・その点においてこの子どもの権利ですとか、国が言うところの、こどもまんなか社会へというところ、確実に着実に第一歩を進み始めているのではないかなというふうに私達も考えています。

- ・次に、子ども参加の意義～大人の視点・子どもの視点～ということでご紹介をいたします。
- ・なぜ、子どもの声を聞くのか、子どもの声を聞いてどんな良いことがあるのか、ということですが、こちらはこども大綱に書かれている文言そのままです。
- ・子どもや若者の意見を聞いて施策に反映すること、子どもや若者の社会参加を進めることの意義、と二つ挙げています。
- ・一つが子どもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- ・もう一つが子どもや若者にとって、自らの意見が十分に聞かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える。変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることに繋がる。ひいては民主主義の担い手の育成に資する、ということが書かれています。
- ・なんだか難しいなと思うようなところもあるのですが、次に子どもたちがどういうふうに感じているかについてご紹介をさせていただきます。
- ・私達の団体と、他の子どもの権利の推進を行っている国内の団体と一緒に、子どもメガホンプロジェクトという子ども参加のプロジェクトを行っておりまして、その中で全国こどもアンケートを行いました。
- ・その質問の一つとして、特定の質問にはなるのですが、「子どもの心と体に関する社会問題について、子どもの意見を聞きながら、子どもと大人が一緒になって解決した方がいいと思いますか」という質問を、全国の10歳から18歳の子どもたちに行いました。
- ・そのときの子どもを回答そのまま載せているのですが、子どもたちはこのように言っています。すごく的を射ていると私は思います。

「大人だけで解決しようとする、本当に子どもがしてほしいことではないことに力を入れそうだから。」

「当事者の意見を聞くことが、向き合うための第一歩だと思うから。」

「当事者は、たとえ子どもだとしても意見を伝える権利があるから。」

「大人の意見と子どもの意見は少し違うことがあり、その両方を合わせて考えた方がいいと思うから。」

「大人たちが想像して決めつけた、こうだろうという子どもの考えに基づいて解決しようとしても意味ないから。」

と、子どもたちが言っています。
- ・いかがでしょうか、皆さんなんかぐさっとというか、すごいなと思いませんか？

- ・この子どもたちは、特別に子どもの権利について学んできた子どもたちではなく、本当にもうランダムにアンケートを行った子どもたちの回答で、このような自由回答が寄せられました。
- ・弊会が考える、子ども参加を進める上で、こういうことに気をつけなくてはいけないのではないか、というポイントについて何点かご説明をさせてください。
- ・まず一つ目ですが、子ども参加を行う上では子どもの最善の利益と、安全を最優先することが重要であると考えています。子どもの権利条約、子どもにとって一番良いこと最善の利益は何かということ、子どもと一緒に考えなくてはならないということが書かれています。
- ・先ほどもお伝えしましたが、子どもたちの状況というのは1人1人異なっています。その子にとって何が最善なのかということを考えるためには、やはり、その子の暮らしている状況などを鑑みながら、子どもたち1人1人と丁寧に向き合うことが重要であると考えています。
- ・それを考えますと、特に意見を聞かれづらい、より脆弱性の高い子どもたちが、社会の中にたくさんおられます。そのような子どもたちの参加、これは必ずしも、子ども会議に出るですとか、何かしら市長との対談に参加するとかそういうふうな形ではないと思いますが、その子たちの声も聞いていけるように、大人が環境を整えることが必要であると考えています。
- ・また、こちらについては詳しく説明したいのですが、子どもに接する大人のリスク認知についてです。今も連日のように、教育現場や、保育園、学校、スポーツジム、ひいては芸能界など様々なところで、大人による子どもへの性的虐待や、子どもに対するリスクの被害というのが明らかになってきていますが、それを防ぐこと、子どもにとって安心安全な環境を整えることが非常に重要であると考えています。
- ・安心安全な子ども参加とはどういうことなのかということですが、これから藤沢市でも子ども参加の機会や場を設けるにあたり、ぜひ考えていただきたいと思うのが、その場や機会があることで、そこに子どもたちが来たときに、子どもたちの尊厳を傷つけてはいないかということと、子どもたちの何かしら利益を損ねる危険はないだろうかということ、全国で自治体で考えていただければと思っています。
- ・実際にもう既に起きていること、いろいろなところで起こってしまうことですが、例えば、大人による子どもの発言への圧力、これも起こりうるのではないかと思います。

- ・ 大人が意図していないとしても、子どもにとっては何かこういうふうに言われているように感じるなどが、あとよく言われるのが、子どもたちって大人が何を言って欲しいかわかっているのですよね。どういうふうに言えば、何を言えば大人が喜ぶかっていうのをわかっている子どもたちも多いですが、それだとやはり子どもたちの本音を聞いてはいないのです。
- ・ どうやってそのような大人による子どもの発言、圧力という少し言い方が強いですが、子どもたちが本音を出せる環境を作っていくことが大事であると考えています。
- ・ このような子ども参加の機会や場は、メディアで取り上げられることも多いかと思いますが、必ずしも今現在日本の大人や子どもも含め、みんながみんな、子どもが社会に対して意見を出すことを良いようには思っていません。
- ・ そのため、何かしらの子どもの発言に対して、それがメディアに載ったことでバッシングが起こるということも考えられます。それをどういうふうに大人が防げるのかということを考える必要があると思っています。
- ・ 弊会では、安心安全な子ども参加のための確認ポイントリストというものを昨年作成しました。こちらは主に自治体の方に使っていただければと思って作ったのですが、このように、子ども参加の段階を6つに分けて、そのそれぞれの段階で、こういうことに気をつけたらいいのではないかと、このリストの中で挙げています。もしこちらにご興味がある方、関心がある方いらっしゃいましたらサイトにアクセスをしていただければと思います。・ また、セーフガーディングについて、聞いたことがある方もいらっしゃるかもしれませんが、弊会ではセーフガーディングの徹底に力を入れております。
- ・ セーフガーディングとは、職員、関係者、事業活動などあらゆる場面で、子どもにいかなる危害も及ぼさないように大人側が務め、組織としての責任を果たすことを指しております。
- ・ 活動の中で子どもが何かしらの被害を受けたときに、子ども自身、またはその現場を目撃した人が、すぐに相談・通報できる環境を整え、迅速な対応調査報告を行うよう定めております。
- ・ こちらは全国の自治体や、子どもに関わる活動している団体の方々にも、弊会で今広めている考え方となります。
- ・ 次に説明することは、非常に大事なポイントだと考えています。
- ・ 意義ある子ども参加のサイクルということで、子ども参加というのは子どもの意見を大人が聞きたいときに聞くことではないと考えております。

- ・ <情報提供><意見形成><意見表明><フィードバック>というサイクルを回すことが大事だと思っていて、まずは子どもたちに、子どもたちがわかりやすい伝え方や内容で情報提供を行うことが必要です。
- ・ そのうえで子どもたちは意見形成ができると思います。それを子どもたちが表明する何かしらの場や機会があつて、それに対して大人は子どもの意見を聞くだけでなく、子どもの声を尊重し反映する。そして、必ずしも全部が全部もちろん反映できるわけではないと思いますが、その場合でも、その理由や背景を子どもたちに伝えることが、大事であると考えています。
- ・ 例えば、藤沢市さんで、藤沢市地域福祉計画2026や、藤沢サイクルプランについてパブリックコメントを受け付けていたかと思いますが、これらも考えようによっては子どもに関係がある地域のことですが、子どもの皆さんどう思いますかと聞いても、やはり子どもたちポカンとしてしまうと思います。「それは何のことですか」となると思うため、まずは大人が聞こうと思っていることについて子どもたちに情報提供をわかりやすく行うことが非常に重要であると考えています。
- ・ また、子どもの意見表明は、こども基本法の中では、国や自治体の施策についてとされていますが、それだけではやはり十分ではないと思います。
- ・ 子どもの権利が保障された社会環境を作るためには、子どもの暮らす世帯やNPOなど、地域、幼稚園、保育園、学校、学童保育、児童館等々、子どもがよく行く場所や、子どもたちにとって声を上げやすい場所といった、全てのところで子どもの意見表明のための大人による支援が行われる必要があると考えています。
- ・ またこちらも非常に大事なポイントで、大人も一緒だと思いますが、誰にでも本音を言えるわけではないと思います。やはり子どもの声を聞く人材、専門人材の育成、そしてその人材を地域で確保し、長くその人たちに働いてもらえるような環境作りが重要であると考えています。
- ・ 次に子どもの権利教育について、こちらも全てを説明することは難しいですが、子どもの権利条約を知っている人は、2019年に行ったアンケートであるため、もしかすると今もう少し上がっているかもしれませんが、子どもも大人も非常に少ない状況です。
- ・ さらに、こちらは2022年に教員の方々に向けて行ったアンケートで、教員の方々であっても、子どもの権利を知っていますかという質問に対して、内容までよく知っていますという方は、このアンケートでは5人に1人という結果でした。全く知らない・名前だけ知っていると答えた教員の方も、合わせて30%いらっしゃいました。

- ・内容についても、まだ知られていないということが大きいですが、これは子どもの権利ではないということについても、これは子どもの権利ですというふうに答えた方も多いような結果でした。
- ・子どもの権利の啓発については、こども基本法では、こども基本法と児童の権利に関する条約の趣旨および内容について国民に周知を図り、ということが言われています。
- ・そしてこども大綱では、子ども、若者、保護者、教育現場、地方公共団体などのステークホルダーからの意見聴取や対話を行い、施策に反映していきながら取組を着実に進めていってほしいということが言われています。
- ・また、子どもの教育・養育の場において、子どもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱えるときに助けを求め回復する方法を学べるよう、子どもの権利に関する理解促進や人権教育を推進することと、こども大綱に書かれています。
- ・弊社でも、こども大綱にこのようなことが書かれたということももちろんありますが、子どもにとって一番身近な学校において子どもに権利教育が行われていくことが非常に重要であると考えています。その場合には、先ほども申し上げましたように、子どもにとってわかりやすい言葉ですとかツールを使って、権利教育が効果的にされることが重要であると考えています。
- ・こちらはPRになりますが、私達も昨年の12月に、全国の教職員の方々から、どうやって子どもの権利について子どもたちに教えていいのかわからないという声をたくさんいただいておりました、このような子どもの権利について学べるWebサイトを作ってリリースをいたしました。今日、詳細についてはご説明できませんけれども、もしご興味があれば見てください。
- ・最後になりますが、全国自治体の取組状況について少しご説明をさせていただきます。
- ・このスライドには4つ載せているのですが、まず一つ目、尼崎市です。ユースカウンシル事業Up・to・you!という事業を行ってまして、こちらは若者が直面する課題や解決策を尼崎市に提案し、自ら実践していく取組で、中学生から大学生までが参加しています。
- ・市長等に自分たちの意見を提案する活動報告会を行っていますが、こちらの取組で非常にユニークなのは、子どもと大人の間にユースワーカーという、全国で今広がっている取組（人材）で、子どもと若者に寄り添って活動を応援する専門のスタッフが入っています。
- ・次に、宮城県の石巻市です。石巻市では子どもの権利を柱として子ども参加で運営されている児童館、石巻市子どもセンターらいつという施設があるのですが、その

施設の指定管理者選定に、子どもの意見が反映されるよう、子どもたちが事業者のプレゼンの場に参加をして発表を聞いて、大人の選定委員と一緒に意見を伝えられるような取組を行いました。

- ・次に、川崎市です。ご存知の方も多いかと思いますが、川崎市子どもの権利に関する条例は、全国に先駆けて施行されたもので、条例ができてからもう20年以上経っています。子どもたちを取り巻く環境などもこの間変化しているということで、最近ではオンラインを活用して子ども、若者の声を聞くような取組も始めています。
- ・名古屋市では、名古屋子どもの権利条例に定める子どもの権利保障の観点からということで、まずは市役所の中で、この子どもの権利に関する理解として、子どもの声を聞く取組を広げましょうということで、このような冊子を作り、子どもの社会参画の意義や基本的な流れ、留意点などについて取りまとめた冊子を使って、庁内で市職員の方々と一緒に研修を行っているそうです。
- ・次に、福島県の南相馬市です。弊会のスタッフもワークショップの進行やファシリテーターとしてこちらに参加させていただいたのですが、子ども未来ミーティングU18という取組を昨年12月に初めて行ってまして、上の写真に写っている後ろ姿の方が南相馬市の市長さんです。
- ・市長（首長）と子どもたちの意見交換というのを、よく議会の議場を使って、何かもうかしこまった場でやることも多いかと思うのですが、こちらの南相馬市ではこのように一緒に目線で、非常に市長さんもフランクな方で子どもたちと同じ目線で、南相馬の課題だとかこれからのことについて考えてみようというような取組が行われていました。
- ・最後に、子どもの権利教育の取組例ということで、川崎市と西東京市を挙げています。
- ・川崎市では条例の中で、学校教育および社会教育の中で子どもの権利についての学習等が推進されるよう、必要な条件の整備に努めるものとするということが書かれており、11月20日は川崎こども権利の日と制定して、その日に合わせて学校や地域でいろいろな子どもの権利に関する啓発のイベントを行っています。
- ・西東京市では、子どもの権利条例を策定した際に、子どもたちが知らなきゃ意味がないじゃないか、ということで条例作ったのと同時に、学校で実際に使ったそうですが、子どもの権利条例副読本を作って授業で活用をしているそうです。
- ・今日いろいろとお話をさせていただいたのですが、子どもの声と言いましても、今日ここにいる大人の私達は、誰かに何かを伝えるときに、ちゃんと考えを整理して伝えるということを心がけていると思うのですが、子どもの声は必ずしもそうでは

ないと思います。やはりうまく言葉にできない思いや考え、意見というものもたくさんあるかと思っています。

- ・その子どもの声を、誰がどこで聞くのかということについては、様々な場所・機会が想定されると思います。保護者として家庭で聞く、教職員として学校で聞く、子どもが過ごす場所でスタッフとして聞く、または地域の中の周りの身近な大人として子どもの声を聞く、そしてまた今日のテーマでもあるように、国や自治体が子どもに関する施策を決めるときに子どもの声を聞く、といった様々な場面があるかと思っています。
- ・ただしそのような流れがこれからも進んでいく中で、一番重要だと、これが大事だと思っていることは、大人の意識改革、聞く姿勢、そして大人による環境整備ではないかと考えています。
- ・子どもの権利条約の第12条は、意見を聞かれる子どもの権利です。意見を言う子どもの権利ではなくて、子どもたちが大人に意見を聞かれる権利です。そのため、私達大人は責任を持って子どもの声をこれから聞いていくことが重要であります。
- ・先ほどもご紹介しました子どもメガホンプロジェクトで、12月に国会議員の方々にメガホンプロジェクトの子どもたちが提言を行う院内集会というものを行ってまして、子どもたち10人くらいと一緒に行ってきましたが、感想を子どもたちに聞いていたら、複数の子どもたちがこんなことを言いました。
- ・「国会議員の方たちに、『あなたたちすごいね、こんなすごい考えや意見を持っているんだね』という気持ちは受け止めてもらえたけれども、私達が本当に提言している内容、私達の考えは受け止めてもらえなかった気がした。」ということを感じて伝えてきました。
- ・これもまた、聞いていてグサというかドキッとしました。子どもたちは本当に大人の姿勢ですとか、私達がどんなことを考えて子どもたちの声を聞いているのかというのを見ていると思わなきゃ駄目だなと、私達も改めて強く感じました。
- ・最後になりますけれども、今後、家庭、学校、地域など、社会の隅々で全ての子どもの権利が保障されていくことを、私達セーブ・ザ・チルドレンとしても願っておりますし、そのための活動をこれからも進めていこうと考えております。
- ・今日のお話が藤沢市におきましても、これから地域のいろいろなところで、子どもの声を聞いてみようという、小さなきっかけになればと思っております。ご清聴ありがとうございました。

鈴木市長

- ・山内様ありがとうございました。続いて、子育て企画課の方から、市の取組の状況等について、お話をいただきたいと思います。

子育て企画課

- ・私からは藤沢市の今年度の取組状況を含めまして、ご説明をさせていただきます。
- ・本市の現在の取組といたしましては、大きく4点ございます。
 - 1、「こどもまんなか社会」についての機運醸成、周知啓発
 - 2、「(仮称)藤沢市こども計画」の策定に向けた検討および基礎調査の実施
 - 3、こどもの意見反映の推進
 - 4、新たなこども施策の検討ということで、4点ご説明をしていきます。
- ・まず1、「こどもまんなか社会」についての機運醸成と周知啓発についてです。藤沢市は、こどもまんなか応援サポーターというものに参加表明をいたしております。こちらは機運醸成のためのものとして、こども家庭庁がこどもまんなかの実現に向けて進める取組に賛同するものとなります。
- ・こどもまんなか応援サポーターとは、子どもたちのために何が最も良いことかを常に考え、子どもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するというこどもまんなか宣言の趣旨に賛同し、自らもアクションに取り組む個人、団体、企業、自治体などのことを言います。
- ・本市では9月7日に表明をしております。
- ・続きまして、藤沢市では庁内外におけた周知啓発を行っております。内容といたしましては、こどもまんなか社会についてですとか、こども基本法について。また本市の取組について、様々な会議などで、機会をいただいて、これまでの間、いろんなところでお話をさせていただいております。
- ・次に、庁内連携体制の構築について、ということで、こどもまんなか社会の実現に向けては、あらゆる分野において、こども基本法の理念の理解や、それを踏まえた取組が必要となることから、まず庁内の各分野横断的に知識および意識の共有を図るとともに、各分野において可能な取組を検討するため、庁内の連携体制をより強化していきます。
- ・具体的には、藤沢市子ども若者庁内連携会議という会議を設置しておりまして、9部18課、そして、藤沢市社会福祉協議会様から関係者にご出席をいただき、情報共有ですとか今後に向けたグループワークなどを行っているところです。

- ・続きまして、2「(仮称)藤沢市子ども計画の策定」に向けた検討および基礎調査の実施についてご説明いたします。
 - ・子ども計画のご説明の前提としまして、子ども大綱について少し説明を加えさせていただきます。
 - ・先ほど山内様からもご説明がありましたとおり、子ども基本法では政府が子ども大綱を定めることとされました。そしてその大綱では、これまで別々に策定されてきた、少子化社会対策大綱、子ども若者育成支援推進大綱、子どもの貧困対策に関する大綱が束ねられ、一元化され、このことにより、政府全体としてこれまで以上に総合的かつ一体的に子ども施策を進めることとされています。
 - ・ご参考としてこの子ども大綱のうち、例えば教育に関する部分で、どのようなものが記載されているかご紹介をいたします。
 - ・子ども大綱では、子ども施策に関する重要事項としまして、子どものライフステージ別の重要事項というものが示されております。その学童期思春期の部分、こちらにいじめ防止、不登校の子どもへの支援、校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止、高校中退の予防や高校中退後の支援などが掲載されております。
 - ・本日、内容について詳しくご説明できないため、後ほどぜひ、子ども大綱の本文にてご確認をいただけますと幸いです。
 - ・ここまで子ども大綱の説明をしましたがけれども、計画にどう結びついていくかといえますと、子ども基本法第10条で、都道府県や市町村は子ども大綱を踏まえて、子ども計画を策定することが努力義務とされました。また子ども計画は、子ども・若者計画や子どもの貧困対策計画その他法令の計画と一体のものとして作成することができるとされました。このことを受け、本市においても、市町村子ども計画を他の計画と一体的に策定していく予定といたしました。具体的には、現在、本市の子どもに関する計画は、「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」、そして「藤沢市子ども共育計画」の2本がございます。
- それぞれ現行計画が令和6年度で終わりをまして、令和7年度から次の計画の策定を検討する時期となっております。それぞれの計画内に縦書きで記載している計画は、各種法令に基づく法定計画の名称です。
- ・次期計画については、これら既存の法定計画を一体のものとしまして、一つの計画にして、市町村子ども計画としての位置づけで、計画策定を行う予定としていきます。今後、藤沢市子ども・子育て会議などの審議会のご意見も伺いながら、また教育委員会を初めとする庁内で連携検討しながら進めてまいりたいと考えています。
 - ・今年度は、計画策定の前年度となりますので、基礎調査を様々な実施しております。詳細はここでは割愛いたしますが、子どもと子育て家庭の生活実態調査のアンケー

ト調査ですとか、支援者ヒアリング調査につきましては、市内小中学校にもご協力をいただきまして誠にありがとうございました。また来年度は、こども大綱の内容を踏まえまして、追加で必要となる調査を実施しながら、計画策定作業と並行にはなりますが、進めてまいりたいと考えております。

- ・次に、3、こどもの意見反映の推進になります。
- ・ここが本日メインでご説明するものとなります。こどもの意見反映を進める根拠について改めて確認ですけれども、こども基本法第3条に規定する基本理念、そしてこども基本法第11条の規定、そして児童の権利に関する条約、いわゆる子どもの権利条約ですね。そちらにおいても規定されておりまして、子ども・若者の権利保障のために進めるべきものと捉えております。
- ・先ほどの山内様からのご説明から引用させていただいておりますが、子どもたちの意見反映を進めることによる意義といたしまして、①として、施策側にとってより実効性のあるものになること、そして②子どもや若者側にとって、自己肯定感や自己有用感を感じることができ、ひいては民主主義の担い手の育成に資すること、とされております。では、その意見反映の取組をしなければならないこども施策とは何か、ですけれども、先ほど山内様からもご説明がありましたが、結構ここが自治体にとっては、どこまでが範囲かっていうのは割と大事でして、まず、①こどもに関する施策というものと、②これと一体的に講ずべき施策からなるものとなります。
- ・メインとなるのは①こどもに関する施策で、こどもの健やかな成長に対する支援や、就労、結婚、妊娠、出産、子育て等の支援、そしてこどもの養育環境の整備などをいうとされています。
- ・それに加えて、②一体的に講ずべきとされるものとしては、例えば教育政策、雇用政策、医療政策など、幅広い施策が含まれるものと国から示されています。
- ・このように見ていきますと、子ども青少年部ですとか教育部など子どもが直接関わる業務を持っている部署はもちろんですが、それだけではなく、例えば公園や道路、都市計画といったものまで、子どもや子育てに関する関係する施策は、非常に幅広い分野に及ぶと思われまので、そういった今まで子どもという視点を持ちにくかった部署についても、こどもの意見を聞く取組が求められているということを引き続き周知をしてまいりたいと考えています。
- ・ここまでの基本的なことを踏まえまして、藤沢市としてこどもの意見反映についてどのように取り組んでいくのか、ということになるのですけれども、担当課といたしましては、何からやったらいいかなということで、何を誰にどうやって聞くか、

子どもは成長段階の差異も大きく、対象年齢をどう考えるかなど、かなり戸惑いました。

- ・まずは、実際に子ども・若者の意見を聞くということをちょっとやってみようということで、これからの取組方法の参考とするため、試行的に夏休み期間に、全2回の子どもたちを集めたワークショップを実施いたしました。ここでワークショップの実施結果につきまして簡単にご紹介させていただきます。
- ・ワークショップの報告書を抜粋したものでご説明いたします。これは参加してくれた子どもたちや関係者のためのフィードバック資料として作成し、現在ホームページで公表しております。報告書全体につきましては、ホームページをぜひご覧いただければと思います。
- ・まず、「ワークショップ実施の状況」ですが、実施の目的は、先ほどもお話ししたように、市全体として施策への反映のために子どもから意見を聞くということをやったことがないために、子どもたちが今考えていることや、どうやったら子どもたちから意見を聞くことができるかなど、子どもたち本人からまず聞いてみようということになりました。
- ・日には夏休みの2日間、市役所会議室に集ってもらって、意見交換をしてもらうという形式で行いました。対象の子ども・若者については、高校生から大学生ぐらいをイメージして、おおむね22歳ぐらいまでの方ということで公募をしました。
- ・何歳から意見を聞いたら良いのかなどについて、これも迷いましたが、子どもの意見反映は子どもの権利保障のために行うというものであるため、結局、もし意見を言いたいという子がいれば、低年齢でも申し込みをしてもらおうということになりました。下限の年齢は決めませんでした。
- ・申し込みの状況ですが、広報ふじさわですとか、市の公式LINEでの周知の他、青少年会館でのチラシ配布や青少年活動の中での配布、あとは市内の高校や大学事務局を通したお知らせなどを行いました。
- ・その結果、申し込みは9人の方からいただきました。今回は試行ということで、動員などのいわゆる根回しを一切行わないとどのくらい集まってくれるのか、ということをやってみたのですけれども、やはり非常に少なかったなと思っています。参加人数は体調不良等もあって、7人とどまりました。また参加者の年齢は記載のとおりになりますが、当初想定していた年齢よりはだいぶ下の小学1年生から大学生までと幅広となりました。
- ・当日は、インターンシップ制度で来てくれていた大学生をファシリテーターとしてグループワークをしてもらいまして、意見を出しやすいように進めました。当日い

いただいた意見についてですが、2日間を通して、小・中学生チームと高校・大学生チームにわかれて三つのテーマについて意見を聞きました。

- ・ 1つ目のテーマは、「今気になっていること、もっとこうだったらいいと思うことは何か」です。これはテーマ自身を子どもたちで考えてもらうという趣旨で行いました。小中学生チームはやはり想定はしていましたが、学校についてというテーマになりました。学校をもっと綺麗にしてほしいとか、トイレを洋式にしてほしいなどいろいろ出ました。
- ・ 高校生大学生チームは、手軽に使える居場所についてということで、物理的に集まる場所が欲しいという意見もありましたが、そこに集まるための移動の交通費が安くなるといいといったような意見も出されました。
- ・ 2つ目のテーマとしましては、「市や大人に意見を言えるとしたら、どんな方法だと言いやすいか」ということを聞きました。集まる場合と集まらない場合に分けて、どんな方法だと意見を出しやすいかとか、そもそも参加してくれるのかなどの視点で聞きました。
- ・ 集まる場合の手法としては、学校の教室で、休み時間や放課後など、ついでに聞くと、市役所は遠いから家から自転車で行けるところなどが出ました。他には、子どもや若者のための施設があり、そこへ行けばいつも友達や誰かがいてお喋りができるといったような環境があれば、その場で意見が出るのではないかなど。またスタッフ以外の大人はなるべくいない方がいいといった意見も出されています。
- ・ また、集まらない場合の手法としては、対面だと意見を言いにくい人もいるため、アンケートフォームや投書箱が良いのではないかなど。
- ・ 他には、身近な大人を通して意見を上げられるようにするなどの意見も出ていました。
- ・ さらに、意外であったのが、SNSについてはフォローをし合っているため、誰が書いたかわかってしまうと、だから発信はしないと思う。要は、書き込みはしないと思うといった意見が出ました。
- ・ そして3つ目のテーマは、「子どものために使ってほしいという寄付をもらったら何に使うのが良いか」ということです。ここでもやはり学校の設備というのは複数出ました。
- ・ また、中高生は小学生料金ではなくなるため、バスとか電車の費用が負担に感じる事が結構あるようで、そういった費用が安くなったらいいとか、あと先ほど出た子どもや若者のための施設を建設整備する費用に充てるといった意見も出ました。
- ・ 最後におまけとして、ワークショップに参加してくれたきっかけや、どうやってこういうものに参加しようと思えるかを聞いています。回答を色分けしているので

すが、紫色の星が大人からの働きかけがあった、またはあった方が参加するというものです。ピンク色の星は自発的に子ども自身が行ってみようという回答です。紫色の星の回答が多いのがわかりますけれども、親から声をかけられたとか、ゼミの先生からすすめられたら行くかもなど、その身近な大人からの声かけがあるかないかというのは非常に大きいです。また、義務にしちやった方が行くのではないかとといったような意見も出まして、なかなか自発的にはそういう場に参加するのは難しいということがわかりました。

- ・ワークショップの結果と最後としまして、大人がわかったこと気づいたことを抜粋してお伝えいたします。
- ・まず、①子どもたちに情報が届いていないということ。例えば居場所が欲しいという意見があるものの、青少年会館のことや自習室のことを知らない子がいました。そもそも市のホームページなんて見ないとか、青少年会館という固有名詞と居場所が結び付かなくて、何をしているところなのか知らなかったなど、正確な情報が届いていないのだなということがわかりました。意見を聞くそもそもの前提として、市としての情報発信を子ども向けにもっと工夫しないといけないなと感じました。
- ・また、②気軽に手軽についでにということで、わざわざ集まるのはハードルが高いよということで、意見を聞く場の設定に工夫が必要だと思いました。
- ・そして③会議などに参加するには身近な大人からの一押しが必要ということです。やはり身近な大人が行ってみたらというのと、行かなくていいんじゃないっていうのでは大きく違うのだらうと思っています。身近な大人に向けた働きかけが行政としても重要だなと感じました。
- ・そして④同じメンバーで何回か集まると意見を言いやすい。これは場が温まって子どもたち同士が慣れるということが非常に有効だなと感じました。馴染みのメンバー同士で意見交換ができる形を今後考えていきたいなと思いました。
- ・国が目指す方向性ですとか、今ご説明したワークショップの振り返りや気づきなども踏まえまして、今後、子どもの意見の意見反映の推進に向けた本市の取組としては大きく二つ進めていきたいと考えています。
- ・1つ目は、子どもや若者が意見を表明したいと思ったときにできる仕組み作りです。子どもや若者の権利保障の観点から、市が聞きたいと思うことを聞く機会を設けるだけではなくて、いつでも子どもや若者が意見表明をできる仕組みを考えていかなければなりません。例えば、子ども用の投書箱を設けたり、子ども議会、あるいは国が実施しているような、登録制の仕組みなどです。またこどもオンブズマンの設置などもこれに該当するかなとは思っております。具体的にどれを取っていくかということにつきましては、現在の広聴の仕組みとのかみ合わせ等の検討なども

必要と考えておりますので、今後庁内での体制を整えまして、次期計画に位置づけて進めてまいりたいと考えています。

- ・ 2つ目は、施策に応じた意見の聞き方の試行・検討・実施です。
- ・ 今後、市はこども政策を策定・実施・評価するに当たり、こども等の意見を反映させなければなりません。先ほどご説明したこども計画の策定ももちろんこの取組が必要となりまして、まさに来年度、こどもの意見反映に取り組む必要がありますので、先ほどの仕組み作りの方に先行して進めていかなければならない部分となります。ちなみに市の計画で、来年度策定作業が進むものが数多くありまして、例えば教育振興計画などもその一つとなりますので、この辺りは関係部署で連携しながら、協力体制をとって考えていきたいなと思っております。
- ・ そして、市が子どもから意見を聞きたいと思ったときに意見を聞く手法については、これをやれば正解という手法があるわけではなくて、施策ごとに異なる対象者や内容に応じていろいろなパターンでの試行を重ねて施策に応じた適当な方法を見いだしていく必要があると考えています。具体的にはワークショップ、アンケート、ヒアリングなど様々な方法が考えられます。
- ・ また、今後施策を所管する部署において、施策の内容を聞くべき内容、聞くべき対象者に応じて、意見の聞き方を工夫し進めていかなければなりません。特に子ども・若者にとって聞くテーマが身近かどうかによって、情報提供と意見形成プロセスの必要度合いが変わってくることになります。
- ・ また、実際の意見聴取は施策の所管部署だけで実施することは難しい場合が多いことが想定されます。子どもや若者に関わるあらゆる場、家庭、学校、青少年団体、福祉施設など、そういったところと、連携協力できるよう、庁内外における認識の共有を図ってまいりたいと考えております。
- ・ こちらは先ほど山内様からご説明いただいたものを引用させていただいているのですが、子どもたちに身近ではないテーマの場合、情報提供部分、意見形成部分、ここにどう子どもたちに付き合ってもらえるかというのが非常に重要だと思っています。「ついでに」という意見が結構出ていましたが、ついでに聞くときはそんなに時間をとってもらえないので、なかなかこの情報提供・意見形成をどう確保するかというのが重要だと思っています。そこで、こども計画という身近ではないテーマについて、来年度進めなければいけないのですけれども、そういった身近ではないテーマについても、子どもたちが参加しやすく、意見を出しやすい形態はないものかと先ほどのワークショップの結果なども踏まえましてこの間、検討してまいりました。

- ・そして今一例としまして、動画と意見提出フォームを組み合わせるやり方はどうかと考えております。
- ・①市が動画による説明資料、これは例えば基礎調査から見える藤沢市の子どもたちの現状などを踏まえて、市から子どもたちに聞きたいことなどをまとめたものを作成し周知をします。
- ・②家庭や学校、放課後児童クラブ福祉施設など、日頃から子どもたちが過ごしている場所で動画を活用してそれを視聴してもらい、例えば5年後の藤沢市がどのようになっているかなどの意見交換などをしてもらおうということです。これは大人の協力が必要になります。
- ・③意見提出フォームから子どもたちに意見を入力してもらおうといったような手順のものをちょっと考えています。
- ・この手法のポイントですが、
- ・一つ目、子どもたちが日常的に過ごしている場所でということ。これでわざわざ会議室に来なくていいということになります。
- ・二つ目、身近な大人から説明やフォローをしてもらいながら、というところ。これは知らない行政の人が来て何か喋るよりは、日頃から話をしている先生や指導員さんなど、そういった方からの話の方が入ってきやすいのではないかと考えています。
- ・三つ目、馴染んでいる子どもたち同士で意見交換ができるのではないかと考えています。
- ・四つ目、意見を提出するときは誰にも見られずに意見フォームから入力ができることで「他の人に見られちゃうかも。」や、「ちょっと知られたくない。」といった萎縮効果が少ないのではないかと考えています。
- ・五つ目、個人でフォーム入力が難しい年齢ですとか、特性などを持つ子などの場合は、大人が意見を取りまとめてグループとして提出することもできるようにしたいと今想定しています。そういった工夫をすることで、多様な子どもの意見を出してもらえるのではないかと考えています。
- ・六つ目、できれば私達行政主導で集めるリアルな場も開催できれば、並行でやってみることも有効かなと検討しております。
- ・例えば学校で言えば、小学校3年生で、藤沢市を学ぶ授業を実施されていると思いますが、そういった学活の時間を利用してその授業と連動した形でご活用いただくと有効かなと思ったりしています。

- ・また、青少年事業で行っているリーダースクールというのがあるのですが、そういった話し合いの素材にしてもらおうということも有効なのではないかなと思っています。
- ・もちろんそういった場の大人の皆様には、多大なご協力をいただくことにはなるのですが、先ほど山内様からも最後のところで一番重要とありましたけれども、こどもまんなか社会の実現は大人のマインドチェンジにかかっていると言っても過言ではないと思っています。
- ・今回意見聴取の手法に、あらゆる大人を巻き込んだ形で、このこどもまんなか社会の実現に近づくことができたらいいなと考えているところでございます。
- ・これは、あくまで現時点での案ですので、今後審議会等の意見もいただきながら詳細を詰めまして、来年度の実施に向けて進めてまいりたいと思っております。
- ・最後に4、新たなこども施策の推進について、先日1月1日に藤沢市こども未来基金を創設いたしました。
- ・基金創設の経過としましては、市民の方などから子どものために寄付したいという申し出があった際に受け皿となる基金がなかったため、検討課題となっていたところに、このこどもまんなか社会の実現に向けた国の動きが今年度ございましたので、そのタイミングで、基金を創設することとしたものでございます。基金の目的や活用事業の想定につきましては、後ほどお読みいただければと思います。
- ・この基金の活用も含めまして、今子どものための新たな施策を検討しています。来年度以降実施していく予定でございます。
- ・新たな施策の検討に当たりましては、基金創設に当たり行ったアンケートの実施結果なども参考にしていきます。アンケートについては、今日は紹介できないのですが、ホームページに掲載しておりますので後ほどご参照いただければと思います。
- ・本日は大変駆け足でのご説明となり申し訳ありませんでした。
- ・特にこどもの意見反映の取組は始まったばかりで、これからも試行錯誤を繰り返して少しずつ進めていくことになると思っております。
- ・教育委員会を始めとした関係者と連携協力して、地に足のついた形で進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

鈴木市長

- ・両者から説明をいただきました。これから質疑応答の時間といたしたいと思っております。

- ・意見交換ということで、委員の皆様から、今までのご説明の中から、あるいはそれに関連したことで、ご意見、ご質問ございましたらお願いします。

井沼委員

- ・ご説明ありがとうございました。保護者といたしまして、やはり身近な親である保護者が、子どもとコミュニケーションを取っていくことが非常に大切だなと思いました。
- ・大人が説明する場合、とても難しい言葉で子どもに話すことが多いと思うのですが、それを噛み砕いて話をする事が非常に大切だと思いました。
- ・やはりそのためには、大人がいろんなことを学ぶことが非常に大切だと思います。そのため、大人に対する学びの場というところを市の方には、考えていただきたいと思いました。

種田委員

- ・私は障がい者の1人として、教育委員会に参画しております。
- ・今回はこどもまんなか社会ということで、以前もそういうお話を聞いたことがあります。私は障がい者ですので障がい者の環境や施策がとても気になりますが、やはり子どもたちへは、その辺の情報が提供されてないと思います。
- ・やはり、当事者である子どもの意見を聞くのが大切ですし、難しい状況だなと思って、今日のお話を聞いておりました。いろんなワークショップやアンケートなどでいろいろ意見を聴取されていて、素晴らしいなと思いました。多分小学生1年生の方の意見じゃないかなと思うのですが、学校のプリントが大人向けで読めないの、子ども向けのプリントが欲しいとありましたが、これは本当にこの当事者の気持ちなのだと思いました。子どもも大人もわかるようなプリントにするのは難しいのかもしれないけれど、そういう視点も、大変ですが、教職員の方に考えていただきたいなと思いました。
- ・それとともに、子どもで障がいがあって言葉を表現できない、あるいはその言葉を伝えられない子どももいます。そういう子どもの気持ちや思いが、周りのサポートしている方に伝わるように、いろんな場所で細かくケアしていただけたら、いろんな子どもの意見が行政に伝わっていくのではないかなと感じました。
- ・なかなか大変な作業ではあると思うのですが、少しずつ少しずつ、子どもが本当に真ん中で意見が言えるような社会になったら嬉しいなと思ってお話を聞かせていただきました。今後の取組に期待しています。よろしく願いいたします。

飯盛委員

- ・ 貴重なお話ありがとうございました。私は大学で地域づくりの研究教育、実践をしております。
- ・ 実は地域づくりにおいても、こどもまんなかという言葉は使ってなかったのですが、子どもがとても大切ということは、ずっと言われてきました。というのは、やはり子どもが地域の未来の担い手になるからですね。そのため、非常にそこが大事と言われてきたわけですけども、今日のお話をお伺いしまして、全く同じことで同感をいたしました。
- ・ まさに子どもは、民主主義の担い手であって、このこどもまんなか社会というのは、子どもだけに限らず、全ての人にとっての大切な考え方だなというふうに感じました。
- ・ また、市の報告の中で、ファシリテーターを大学生が務めたという話でしたが、私達も子どものワークショップを開催するときに、大学生がファシリテーションを担当しています。
- ・ 子どもたちにとって、大学生の方が話しやすく、対等性があるというように感じています。遠慮せずにいろいろな意見が言える。そのため、大学生も一緒になってこのような活動に参加をしてもらいたいなとも思います。もっとうまく巻き込める方法があればと感じました。感想でございます。以上です。

石井委員

- ・ 本日は貴重なご講演、そして詳細なご説明ありがとうございました。
- ・ 私は職業柄、障がいのあるお子様や病児の方々と接することもあるのですが、今日のお話を伺って、お子様たちの思いとか考えを十分に聞ける状況にあるかという、反省するところではあります。
- ・ 医師会の方でも市の関連部署の方々と連携して、病児とか障がいがあるお子様方の保育とか、在宅医療、それから子どもたちは大きくなっているのだけれども、小児科から内科には移れないような狭間の年齢の方々等など、そういう方々の問題について、いろいろ会議を重ねているところです。
- ・ 今日のお話を伺いまして、各々の状況やニーズは本当に多様性があって違いますが、彼ら彼女たちが尊厳を持って、少しでも楽しんで人生を送っていけるように、私達の方が差別をしたり偏見を持ったりしない環境づくりを、ますますしていかななくてはいけないと感じたところです。

- ・これからも医・歯・薬の三師会はもとより、こういうお子様、障がいのある方々に携わる、たくさんの方たちとも十分に連携をして、多様性を尊重した意見聴取や、思いを受けとめることを大切にして、寄り添った医療をしていかななくてはいけないと感想を持ちました。ありがとうございました。

岩本教育長

- ・まずは、山内様には丁寧で大変わかりやすいご講義をいただきました。ありがとうございました。
- ・こどもまんなか社会について、背景、いきさつ、そして理念などお話をいただきました。理解が不十分であれば、大人は腰が引けて何も動けないということだろうと思います。
- ・また講義の中で、大変に印象に残った言葉がございまして、私が教員だったときに、感じていたことでもあるのですけれども、子どもはと言えば大人が喜ぶかがわかっているというお話がございました。
- ・子どもの本音を聞くということは、本当に難しいことだなと思います。いずれにしても、大人に義務と責任があるということと、大人の聞く姿勢が大切なのだという理解することができました。
- ・また、市の取組についてご説明をいただきました、子ども青少年部にも心から感謝を申し上げます。
- ・さて、こども大綱が昨年末に策定されました。このタイミングで市長はじめ、市長部局の方々、そして、教育委員会委員が出席するこの総合教育会議において、子ども施策について議論出来たことは大変意義深いことだと思っております。
- ・教育委員会、とりわけ学校教育におきましては、子ども中心の学校生活、子どもの最善の利益を考えながら支援を行ってまいりました。それはこれまでも、そしてこれからも変わらないこととございます。
- ・しかし、「こども基本法」や「こども大綱」が策定されたことにより、その核となる考え方が浸透していくことで、子どもを支える大人や教職員はもちろんのこと、保護者や、地域の方々、子どもを取り巻く全ての方々の、子どもに対する人権意識がより深まっていくものと期待しております。
- ・私は、子どもが笑顔になるためには、まず周りの大人の生活や心が充実し、大人自身が笑顔になることが何より大切であると思っております。
- ・そういった意味では、学校の環境に置き換えてみますと、私たち教職員が子どもたちと向き合う時間を十分に確保し、教職員自身が心身ともに健康となるよう、教職員の働き方改革は何より重要であると改めて感じたところでございます。

- ・ただし、この改革は学校や教育委員会の取組だけでは達成できません。保護者の方々はもとより地域の方々や市長部局のご協力が不可欠でありますので、改めてご理解とご協力をお願い申し上げます。
- ・幸いにも藤沢市には、地域協力者会議、そして今導入が進んでおりますコミュニティ・スクールなど、子どもを中心に、協力してくださる地域の支援が伝統的に充実しており、大変心強く思っております。
- ・教育委員会といたしましては、そのような地域の方々や、関係部局との連携を図りながら、引き続き、自ら未来を切り拓く生きる力を持った子どもたちを育ててまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

鈴木市長

- ・両者からお話をいただきまして、本当にこれから子どもまんなか社会に向かって行く一つの考え方の、基本的なことが共有できたのかなと思っております。
- ・私のところにもよく子どもさんから手紙などで意見を直接もらうことがあります。一つの例として公園の使い方でも、子どもは、ボールを使いたいけれども、大人は管理中心でボールを使っちゃいけないと言う。これは、公園を作る段階から子どもの意見をちゃんと聞いてれば、そんなことはない。
- ・子どもの意見を聞いてできた公園も実はあります。子どもからお手紙いただいて、「スケボーは、大人は駄目だって言うんだけど、スケボーの公園を作ってほしい」と、子どもの意見を聞いて、ボールの使用やスケボーができるようにしました。このように、いろいろ子どもの見方から、やはり我々も参考にして、施策を作っていかななくてはいけないなと感じます。我々はどうしても管理中心で、大人が勝手に決めて作っているようなところがあるので、いろいろ子どもさんの意見を交えながら、政策を作っていかななくては感じております。
- ・こどもまんなか社会ということで、これから大綱や計画もできて、それぞれ構えていくところも、できてきたので、ぜひこれから進めていきたいと思っております。今日は本当に参考になりました。ありがとうございました。
- ・それでは議事の1についてはこれまでといたしたいと思っております。
- ・山内様には貴重なお話を伺うことができまして、我々も大変参考になりました。もう一度講師の山内さんに拍手をお願いしたいと思います。
- ・それでは議事の2、その他ということで、事務局から何かございましたらお願いをいたします。

事務局

- ・事務局からは、議事としては特にございませんが、次回の教育会議の日程についてご連絡をさせていただきたいと思います。
- ・次回は年度が替わりまして、令和6年度となります。
- ・日程につきましては、現在教育委員会と調整中ですので、議事の内容と合わせて改めてご案内をさせていただきたいと考えております。
- ・また、総合教育会議の方に取り上げたいテーマ等がありましたら事務局にご提案いただければと思います。よろしくお願いいたします。

鈴木市長

- ・それ以外には、皆さん方の方から何かございますか？〈なし〉
- ・それでは事務局の方に進行をお返しします。

事務局（司会）

- ・本日の総合教育会議、長時間にわたり皆様ありがとうございました。それでは以上をもちまして、令和5年度第2回総合教育会議を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

15時40分 閉会

2024年（令和6年）3月14日

この会議の経過を記載し相違ないことを確認する。

藤沢市長

鈴木恒夫



藤沢市教育長

岩本将宏

